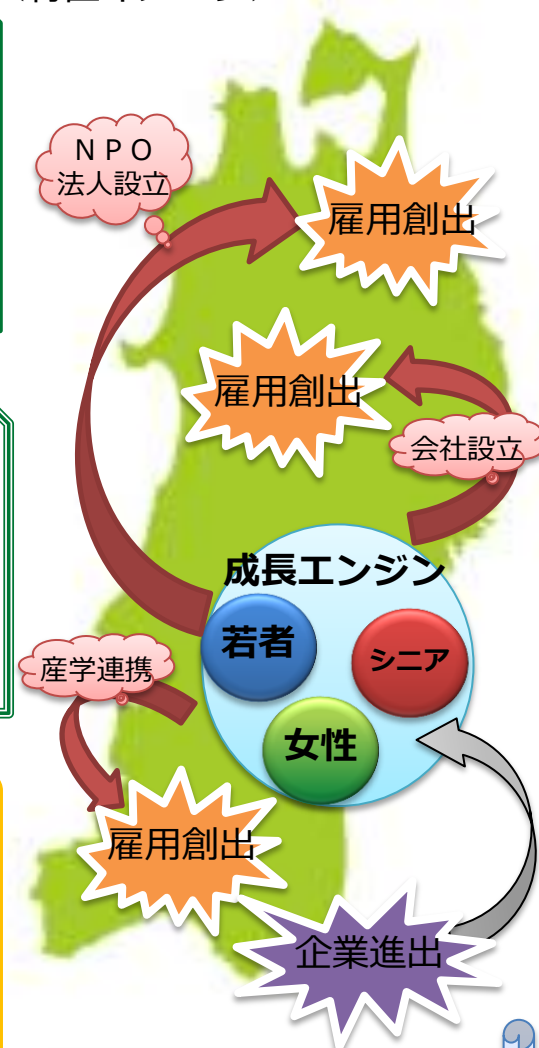


# ソーシャル・イノベーション創生特区（案）

## 被災地で唯一の政令指定都市・仙台の強み

- ✓ 東日本大震災という未曾有の大惨事に見舞われたが、数多くの地域団体やNPO、起業家などの活躍により、いち早く復興への歩みを進めている。
- ✓ 震災以降、「ソーシャル・イノベーション」（社会変革）を志して新たに法人を設立する起業家が急増している。
- ✓ 震災前と比べて、女性の起業意欲が向上している中、女性の登用を積極的に推し進めるとともに、女性ならではの視点からの施策を精力的に打ち出すなど、人口減少社会を見据えた取り組みを始めつつある。

<特区イメージ>



## 提案内容

- これからの我が国の成長エンジンとなる女性、シニア、若者などを重視し、意欲ある起業家の輩出とその東北全域での活躍を促すとともに、起業家・既存企業双方のソーシャル・イノベーションの創生を力強く推し進める。これらを通じて、雇用創出などの人口減少に対応した我が国の新しい経済成長モデルを提案する。

※「中小企業白書2014」でも女性、シニア、若者に的を絞って起業に関する傾向を分析するなど、国においても、これらの層が新たな起業の担い手として注目されている。

## <具体的な施策例>

### NPO法人設立の促進

- 法人設立までの手続き期間を短縮する等により、起業の選択肢の一つとしてのNPO法人の設立を支援

### 女性の社会参加の促進

- 上場企業に対し、男女別の育休取得率の公表を義務付けるほか、複数回の育児休業取得を促進

### 会社設立の促進

- 「起業ワンストップ支援センター」の設置・運営等により会社設立のハードルを下げるとともに、企業の優先発注等による“Buy Venture”などを促進
- リノベーションを伴う起業等について、建築物の用途変更の審査を、市長を代表とする協議会がワンストップで実施

### 東北復興投資育成株式会社創設※

- 成長が長期間に渡る「成長持続型ベンチャー」や中核企業へのリスクマネー供給を通じて、ファイナンスの面からソーシャル・イノベーションを支援

※別途、制度改正を要望済

**これからの日本の  
先導的なモデルへ！**

# NPO法人設立の促進

## 現行制度・具体的なニーズ

- ✓ NPO法人設立に関する相談窓口において、相談者から、法人を早く設立して、補助金・助成金の申請や不動産契約など、法人事業に必要な手続きを速やかに行いたいとの声が多い。
- ✓ しかし、NPO法人の設立認証の決定は、法律上、縦覧書類※の縦覧（申請書受理日から2カ月間）が終了した後でなければ行えない規定になっている。

※縦覧書類：設立認証申請書に添付された、設立予定法人の「定款」、「役員名簿」、「設立趣旨書」、「事業計画書」及び「活動予算書」

## 規制改革提案事項

### ➤ NPO法人設立認証申請の際の縦覧の省略

（具体的な内容）

- 縦覧を省略し、NPO法人の設立認証の決定を可能とする。併せて、設立認証申請があったことの公告も省略する。

（想定される弊害等に対する予防措置）

- 縦覧と同等レベルの情報公開
  - 縦覧を省略することで縦覧書類の情報公開の機会が失われるため、縦覧書類と同じ書類を、法人設立後一定期間、所轄庁で公開できるようにする。  
（具体的には、縦覧中のみ公開される設立趣旨書を、法人設立後も一定期間公開する。）
  - 設立認証申請があったことの公告を省略する代わりに、設立認証の決定の公示を行う。
- 認証審査における暴力団との関係の有無の確認
  - 現行では、法人と暴力団との関係の有無を確認するための県警への意見聴取は、その関係性を指摘する市民からの情報提供などを基に、所轄庁が疑いがあると認めるときに限って、意見聴取が可能となっている。縦覧を省略することで、市民からの情報提供を受ける機会が少なくなるため、申請書を受理後、疑いの有無に関わらず、所轄庁から県警への意見聴取を行えるようにする。
  - 上記の意見聴取を円滑に行うため、設立予定法人の役員全員から、その個人情報（各役員の氏名、住所、生年月日及び性別）を使って県警に意見聴取する同意書の提出を義務化する。

## 規制改革が必要な法令・通知等

- 特定非営利活動促進法第10条第2項及び第12条第2項 等

## 日本経済への波及効果

- ✓ 起業の選択肢の1つであるNPO法人設立を促進

# 会社設立の促進① - 1

## 現行制度・具体的なニーズ

- ✓ 資金調達、販路開拓、人材確保など、起業を志す方の抱える経営課題は多岐にわたるが、現状のワンストップ相談は、そのカバーする範囲が十分でなく、ワンストップ相談機能が弱い。
- ✓ 開業手続に係る窓口が、それぞれの法令ごとにあり、ワンストップの窓口がないことが起業を志す方の負担となっている。

## 規制改革提案事項

### ▶ 「起業ワンストップ支援センター」の設置・運営

(具体的な内容)

- 行政書士をはじめとする士業関係者など開業手続に係る専門家集団や主要な官公庁に参画いただき、ひとつの場所で開業手続に係る情報提供・相談に応じるほか、一部の届出書類の受理などの対応も可能とする「起業ワンストップ支援センター」を設置・運営し、開業手続の簡素化を図る。
- さらに、仙台市起業支援センター（アシ☆スタ）を中核として、仙台市の創業支援事業計画に参画する産業支援機関の協力のもと、ワンストップで様々な経営課題への相談対応を行う機能も充実させる。
- これらを通じて、起業支援機関や開業手続に関係する機関が一堂に会する機会をつくり、ワンストップ開業手続はもとより、起業や開業手続に向けたアドバイス、支援メニューの紹介を行うなど、起業家のニーズに総合的に対応し、起業を力強く後押しする。

## 規制改革が必要な法令・通知等

- 所得税法第229条（開業届）
- 法人税法第148条（法人設立の届出）
- 商業登記法第1条の3（登記所）
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2（労働保険）
- 雇用保険法第7条（労働保険）
- 食品衛生法第52条（飲食店開業）等

## 日本経済への波及効果

- ✓ 様々な経営課題へのトータルサポート、開業手続きの簡素化を通じて起業のハードルを引き下げ、女性、若者、シニアの起業を促進

# 会社設立の促進① - 2

## 現行制度・具体的なニーズ

- ✓ 起業等に必要なおフィス、店舗等の審査においては、各法令に基づく審査機関がそれぞれ独立して判断していることから審査に相当時間を要しているほか、当該オフィス等で行う事業を念頭においた総合的な審査判断が求められている。
- ✓ 既存ストックを活用して飲食スペースを含むオフィスを開設する場合など、近年、用途や業態が多様化しており、最新のトレンドにキャッチアップした審査を行うことが難しい。
- ✓ 起業段階では、会社の信用性が低く、資金調達が大きな課題となっている。

## 規制改革提案事項

### ▶ 市長を代表とする協議会において用途変更に係るワンストップ審査を実施

(具体的な内容)

- 「起業ワンストップ支援センター」の利用者などのうち、リノベーションを伴う起業を希望する者や、ビルオーナーなどを対象に、用途変更に伴う審査について、各法令による個別審査に代えて、市長を代表とする協議会がワンストップ審査を行うこととし、同協議会の処分は、各法令に基づく処分と同等とする。
- 具体的には、技術的審査や許可にあたっての用途判断（各法令に基づき建築主事等各機関が実施）について、各法令の特例として、市長等に条例委任等を行う規定を特区法に設けることで、審査の一元化を図ることにより、円滑かつ迅速な審査を実現する。
- 協議会のメンバーは、市（経済振興関係課、建築物の審査担当課）、各法令に基づく審査機関等のほか、最新のトレンドを加味した審査を行うため経済団体の参画も想定する。
- また、用途変更の審査に併せて、審査対象者に対して事業計画の提出を求める。協議会は当該計画の認定を行うことで事業の信用性を担保し、資金調達を容易にすることで、既存ストックを活用した事業を支援する。

## 規制改革が必要な法令・通知等

- 建築基準法
- 消防法 等

## 日本経済への波及効果

- ✓ 既存ストックを有効活用した起業を促進
- ✓ 中心市街地の活性化を促進

# 会社設立の促進②

## 現行制度・具体的なニーズ

- ✓ 震災後の起業の実態をみると、域外から仙台・東北へIターンやUターンして起業する例が多いが、こうした場合、公証役場の管轄制により、居住地ではなく法人を設立する地域の公証役場に出向く必要があり起業家の負担となっている。
- ✓ 起業する方や第二創業を行う中小企業にとって、定款認証手数料は無視できない金額であり、起業家等にとって心理的なハードルとなっている。

## 規制改革提案事項

### ➤ 公証役場の管轄制の見直し及び定款認証手数料の無料化

(具体的な内容)

#### 【管轄制の見直し】

- 新たに法人を設立する場合、設立場所を管轄する公証役場での定款認証が原則となっている現行ルールの見直しを行い、起業する方の居住地など身近な場所での開業手続きができるようにし、起業する際の時間やコストなどの負担軽減を図る。
- これにより、首都圏等からIターンやUターンで仙台で起業し法人化する場合、現在の居住地・勤務地で定款認証手続きできるようにするほか、仙台市内で起業の準備を進め、市外の沿岸被災地で開業する場合などに、仙台の公証役場で定款認証を行えるようにすることなどを可能にする。

#### 【定款認証手数料の無料化】

- 仙台において新たに開業する場合や既存企業が第二創業する場合、現行で5万円かかる定款認証の手数料について、成長分野・新分野進出などの一定要件の下に免除し、新規開業や既存企業の経営革新を促進する。

## 規制改革が必要な法令・通知等

- [管轄制見直し] 公証人法第17条、第18条及び第62条の2 等
- [無料化] 公証人手数料令第35条 等

## 日本経済への波及効果

- ✓ [管轄制の見直し] 仙台・東北へIターンやUターンする域外人材による起業促進
- ✓ [無料化] 仙台地域での起業及び第二創業の促進

# 会社設立の促進③

## 現行制度・具体的なニーズ

- ✓ 現行法では、起業家・ベンチャー企業からの製品等の購入に対する税控除がない。
- ✓ 起業家・ベンチャー企業は創業期において、信用度の低さ等から販路について悩みを抱えることが多くあるため、官公需のみならず、既存企業等（特に大企業）の受注実績を得やすくすることにより、その後の販路拡大・受注拡大につながり、経営の安定化・雇用の拡大が図られる。

## 規制改革提案事項

### ▶ 民間企業による“Buy Venture”の促進

（具体的な内容）

- 起業家・ベンチャー企業の製品等を購入した場合、購入額の2倍までを損金算入可能とするなど、既存企業等のバイ・ベンチャーを促進し、創業期の起業家・ベンチャー企業が直面する大きな課題である受注実績の獲得や販路の確保をしやすくし、地域を挙げて起業家・ベンチャー企業の成長を後押しするという機運を高める。
- 対象としては、仙台市内の既存企業が、市内で事業を営む起業家・ベンチャー企業の製品等を購入した場合に適用することを想定。

（想定される弊害等に対する予防措置）

- 税申告時に、起業家・ベンチャー企業の製品等である事の証明をどのように行うのかなどの具体的な運用方法を検討する必要がある。

## 規制改革が必要な法令・通知等

- 租税特別措置法

## 日本経済への波及効果

- ✓ 受注実績や販路の確保という経営課題の解決により、ベンチャー企業等の経営を安定化
- ✓ 既存企業は、地元のベンチャー企業等の製品等を積極的に採用することによる税の負担軽減や、地域貢献をPRできることなどの利益享受

# 女性の社会参加の促進

## 現行制度・具体的なニーズ

- ✓ 育児休業取得率については、男性の方が女性に比べて圧倒的に低い※1が、その主な要因として、育児休業の取得による職場の業務量増大が挙げられる※2。
  - ※1 女性：76.3%、男性：2.03% 平成25年度雇用均等基本調査（速報版）
  - ※2 ニッセイ基礎研究所「男性の育児休業取得に関する研究会報告書」（2003年）によれば、育児休業を利用できたのに取得しなかった理由として「職場への迷惑がかかるため」が男性の41.1%を占めている。
- ✓ 現行制度では、企業の自主的な取り組みを除いては、一人の子に対して、原則一度しか育児休業を取得できず、一部の例外的な場合を除き、複数回の取得は認められていない。

## 規制改革提案事項

### ➤ 上場企業に対する男女別の育児休業取得率公表の義務付け及び育児休業を複数回取得する機会の確保

（具体的な内容）

【上場企業に対する育児休業取得率公表の義務付け】

- 上場企業を対象に、男女別の育児休業取得率の有価証券報告書への記載を義務付け、男性の育児休業取得を促進する。併せて、管理職への女性登用の状況を有価証券報告書に記載することを義務付ける。

【育児休業を複数回取得する機会の確保】

- 企業に対し、育児休業期間内での育児休業の複数回取得の要件を緩和することを要請し、各家庭・職場の事情に応じた柔軟な育児休業の取得を促進する。
- 併せて、国家公務員について、育児休業期間内での育児休業の複数回取得の要件を緩和し、民間をリードする取り組みを行うことで、育児休業を取得しやすい社会を醸成する。  
（仙台市においても条例改正等により育児休業の複数回取得の要件を緩和する。）

## 規制改革が必要な法令・通知等

- 企業内容等の開示に関する内閣府令（有価証券報告書の記載内容）
  - 人事院規則一九一〇第4条  
（国家公務員が育児休業を複数回取得できる場合）
  - 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第4条  
（公務員以外が育児休業を複数回取得できる場合）
- 等

## 日本経済への波及効果

- ✓ 男性の育児休業取得が抵抗なく受け入れられる土壌を醸成することで、女性の社会進出を促進し、活力ある社会を実現

## 現行制度・具体的なニーズ

- ✓ 東北全域の産業が力強くかつ持続的に復興するためには、ベンチャー企業や中核企業等の育成に向けたリスクマネーの供給が必要であるが、急成長型ベンチャーを主な投資先として想定しているのは、投資事業有限責任組合契約に関する法律による各種ファンドが主体であり、東北の企業の実態にあっていない。
- ✓ (株)東日本大震災事業者再生支援機構は投資機能を有しているが、その根拠法には事業再生を目的としていること、平成29年までの支援先決定及び平成44年までの支援終了・解散が規定されており、イノベーションに対して前向きな企業に対する長期のリスクマネー供給ができない状況である。

## 規制改革提案事項

- 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に規定する目的、存続期間を改正し、成長が長期間に渡る「成長持続型ベンチャー」や中核企業へのリスクマネー供給を活性化し、被災地の産業のイノベティブかつ持続的な復興を促進

### (具体的な内容)

- 機構を改組し、「東北復興投資育成株式会社」とする。
- 機構の設置目的等に、イノベーションの促進、成長持続型ベンチャー・中核企業の育成を目的とした投資（前向き投資）を加える。
- 仙台に集まり、育成された起業家が、東北各県で起業する際には、投資額を上乗せすることなどにより、東北各県での起業・雇用開発を促進し、東北の「起業家バンク」としての仙台の機能を高める。
- 前向き投資に関する支援先決定期間を震災から15年後の平成38年までとし、株式の保有期間を支援決定から15年間とする（このため平成53年までに全ての支援を終える。）。

## 規制改革が必要な法令・通知等

- 機構法第1条（機構の目的）
- " 法第5条（商号）
- " 法第18条（支援基準）
- " 法第19条（支援決定）
- " 法第27条（債権の管理及び処分等） 等

## 日本経済への波及効果

- ✓ 中核企業の育成により、スピンオフベンチャーの輩出が活性化され、国の開業率向上に貢献
- ✓ 「共感」をベースとした世界をリードするビジネスモデルの育成により日本経済を牽引
- ✓ 東北の産業の復興により、想定される首都圏での災害などのバックアップに貢献